

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕



酒田市監査委員 後 藤 仁



財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知して下さるようお願いします。

記

1 監査対象及び監査期間

| 監査対象  |                                 |   | 監査の期間          | 監査委員<br>聴取日 |
|---|---------------------------------|---|----------------|-------------|
| 施設等の名称  | 団体名                             | 所管部局  |                |             |
| 眺海の森さんさん<br>眺海の森外山ロッジ<br>眺海の森展望休憩所<br>眺海の森天体観測館<br>松山スキー場<br>平田スキー場<br>松山歴史公園 | 特定非営利活<br>動法人<br>まちづくりnet<br>松山 | 地域創生部<br>交流観光課<br>教育委員会<br>社会教育文化<br>課<br>スポーツ振興<br>課 | 5月16日～<br>9月6日 | 6月18日       |

2 監査の範囲

平成30年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

### 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

### 4 監査の結果

#### 【特定非営利活動法人まちづくりnet松山】

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

#### 【指摘事項】

##### (1) 施設及び物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

（教育委員会社会教育文化課・スポーツ振興課）

指定管理者が管理する施設及び物品等については、眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定及び酒田市松山歴史公園の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第3条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、指定管理者が保管する台帳は更新されていないため、台帳に記載されている現物を確認できないものや、使用不能なものがあった。市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定に則り適正に管理すること。

##### (2) モニタリングと事業評価について（地域創生部交流観光課）

（教育委員会スポーツ振興課）

モニタリングと事業評価については、酒田市指定管理者制度事務取扱基準（平成30年3月改定）（以下「事務取扱基準」という。）に基づき、指定管理者が各評価項目に対する自己評価を記載した上で、施設所管課の評価を記載した事業評価書を年度終了後60日以内に行政経営課に提出することになっているが、眺海の森さんさんの温泉・宿泊施設、眺海の森外山ロッジ及び眺海の森展望休憩所の交流休憩施設は未提出、松山スキー場及び平田スキー場の体育施設は期限内に提出されていなかった。事務取扱基準に則り、適正に行うこと。

##### (3) 眺海の森さんさんの休館について（地域創生部交流観光課）

眺海の森さんさんについては、冬季間の利用者数の減少による収益低下などを理由に、平成31年1月から3月末まで臨時休館をしていたが、さらに経営状況の改善が見込めないことなどから令和2年3月まで休館を延長している。眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第21条で、眺海の森観光施設等の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、協議の上、包括協定を改定することができる」と規定している。酒田市は包括協定の第2条で、酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例第13条使用の許可、第14条使用の取り消し等、第17条使用料の徴収、第18条使用料の減免及び第19条使用料の返還などに係る管理業務を指定管理者に行わせることになっているものの、包括協定に定められた管理業務が長期間履行されていない。包括協定が実態に則していないのは不適正である。

また、公の施設は、地方自治法第244条第1項で、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。再開の見通しを明確にしないまま長期間休館することは、公の施設として適さないもので、今後の施設のあり方について早急に検討すること。

(4) 眺海の森展望休憩所の指定管理について (地域創生部交流観光課)

眺海の森展望休憩所については、給水・給湯管や空調設備の故障を市で修繕する予定はなく、営業できない状況であるにもかかわらず、眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定 (以下「包括協定」という。) に含まれている。事業報告書の利用状況によれば利用者はいない状況であることから、包括協定の変更も含めて、指定管理の必要性について検討すること。

(5) 管理業務の再委託について (特定非営利活動法人まちづくりnet松山)

(教育委員会スポーツ振興課)

松山スキー場の整備業務については、契約等を締結しないまま松山スキー学校に委託していたため、具体的な業務内容が明確になっていなかった。眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定 (以下「包括協定」という。) 第15条で管理業務を他に再委託する場合は、あらかじめ市長の書面による承諾を得ることで可能としているが、承諾を受けていなかった。包括協定に則り、適正に行うこと。

(6) 利用料金の承認手続きについて (特定非営利活動法人まちづくりnet松山)

(教育委員会スポーツ振興課)

松山スキー場の利用料金については、酒田市体育施設設置管理条例 (以下「条例」という。) 第17条第2項の規定により、条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、冬期間の利用料金については、この手続きを経ないまま利用料金を徴収していた。条例に則り、適正に行うこと。

(7) 行政財産使用許可について (教育委員会スポーツ振興課)

松山スキー学校は眺海の森外山ロッジの一角を使用しているが、酒田市公有財産規則 (以下「規則」という。) 第21条第4項の規定による目的外使用許可に係る手続きを経ていなかった。施設の使用にあたり、松山スキー学校と指定管理者の関係、自主事業の位置づけを明確にした上で、規則に則り必要な手続きを経るよう指導すること。